医療法人社団心成会社会福祉総合事業所おれんじ運営規程

（事業の目的）

第１条　　医療法人社団心成会が開設する医療法人社団心成会社会福祉総合事業所おれんじ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

２　　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名　称　　医療法人社団心成会社会福祉総合事業所おれんじ

(2)所在地　　静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者　１名

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)サービス提供責任者　２名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。

(3)訪問介護員等　常勤換算方法で 2.5 以上

訪問介護員等は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日　　月曜日から金曜日までとする。

(2)営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(3)営業時間外　　必要に応じて利用者様からの相談又は利用者様へのサービス提供が可能な体制をとる。

（指定訪問介護の内容）

第６条　指定訪問介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)身体介護

① 排泄・食事介助

② 清拭・入浴、身体整容

③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

④ 起床及び就寝介助

⑤ 服薬介助
⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助
(2)生活援助
① 掃除
② 洗濯
③ ベッドメイク
④ 衣類の整理・被服の補修
⑤ 一般的な調理、配下膳
⑥ 買い物・薬の受け取り

（利用料等）
第７条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
２　前項に定めるもののほか、通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費（移動に要する実費）の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり１００円とする。
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、東伊豆町、河津町、伊東市、下田市、伊豆市とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）
第１０条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）
第１１条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。
（１）従業者に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
（２）定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
第１２条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待の防止）

第１３条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の禁止）
第１４条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１５条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
(1)採用時研修 採用後１カ月以内
(2)継続研 修 年４回以上
2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団心成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１６条　事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
(1)採用時研修　採用後１カ月以内
(2)継 続 研 修　年４回以上
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団心成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和５年６月１日から施行する。
令和５年８月３１日　一部改訂
令和６年３月３１日　一部改訂
令和７年４月　１日　一部改訂
令和７年１０月　１日　一部改訂
令和８年１０月１日　一部改訂